

全軽自協第2020-121号の1

令和2年6月11日

都府県地区軽自動車協会

専務理事 殿

(一社) 全国軽自動車協会連合会

専務理事 徳 永 泉

(公 印 省 略)

交通安全啓発用ポスター及びリーフレットの送付について（依頼）

今般、標記について、警察庁から別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員等に周知されますようお願いいたします。

令和 2 年 6 月 10 日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

会 長 堀 井 仁 殿

警察庁交通局交通企画課

交 通 安 全 企 画 官

交通安全啓発用ポスター及びリーフレット(電子データ)の送付について(依頼)
平素から警察行政の各般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「あおり運転」につきましては、妨害運転に対する罰則の創設等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が、本年6月30日から施行されることとなりました。

これに伴い、警察庁では、主な改正内容等を国民に周知するため、広報啓発用のポスター及びリーフレットを制作いたしました。

つきましては、同ポスター及びリーフレットの電子データを送付いたしますので、傘下団体や会員企業等に周知していただき、デジタルサイネージ等における掲示、SNSやホームページへの掲載等、幅広い御活用をお願い申し上げます。

本件担当

警察庁交通局交通企画課安全係

野々下警視・河本警部

電話：03-3581-0141

あおり運転は

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪!! 免許取消!!



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10種類の違反。下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 | **免許取消し** (欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

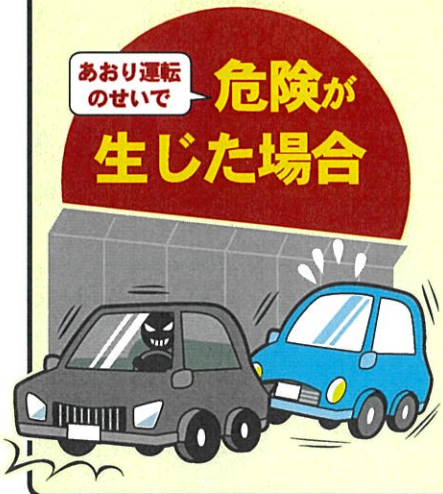
2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 | **免許取消し** (欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年



一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!